

令和3年4月13日改正

工事費内訳書の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、建設業者は、公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類の提出が義務付けられました。

山陽小野田市においては、従前より全ての工事の入札時に工事費内訳書を求めておりましたが、内容等を次のとおり取り決めます。

内 容

内 容	設計書の本工事費内訳表に記載のある工種及び金額が表示されたもの。 (参考様式例1, 2を添付していますので参考にしてください。)
様 式	任意様式
提出方法	入札書の提出と同時に提出

・無効となる入札

工事費内訳書に次の不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出者の入札を無効とします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 入札時に工事費内訳書が提出されていないもの② 商号又は名称、住所及び工事名が確認できないもの③ 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が一致していないもの④ 値引きの記載があるもの⑤ その他明らかな不備があるもの |
|--|